

薬価制度 抜本改革に望む

(一社)日本医薬品卸売業連合会会長

鈴木 賢



日本医薬品卸売業連合会会長の鈴木でございます。本日はたいへんお忙しい中、会員・賛助会員の皆様方に多数ご参集いただき、誠にありがとうございます。また、日頃は卸連合会の運営に多大なご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

平成29年度日本医薬品卸売業連合会セミナーを開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年度のセミナーのテーマは、「薬価制度改革を巡る諸問題」です。昨年末、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し、「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」の実現に向け、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」が関係4大臣で合意され、本年1月から中医協の場において具体的な議論が進められております。6月には、「骨太の方針2017」が閣議決定され、当該基本方針に基づき薬価制度改革に取り組むこととされております。さらに、経済財政諮問会議においても、「薬価について、抜本改革に相応しい結論とし、国民負担を十分に軽減していく必要がある」との意見が出されておりますことは、皆様ご承知のとおりであります。

中医協の議論におきましては、これまでに「新薬創出等加算のあり方」、「長期取載品の薬価のあり方」、「後発医薬品の薬価のあり方」、「費用対効果評価の導入について」、さらには、「中間年の薬価調査・薬価改定について」など、抜本改革についての具体的な施策の考え方が一通り審議されたところあります。

卸連合会としては、中医協において主に3点要望いたしました。第一に、中間年の薬価調査は価格乖離の大きな品目の薬価を改定するものとし、

薬価改定の範囲は極力限定していただきたいこと、第二に、単品単価契約が推進されるような施策や妥結した価格を年度内、翌年3月までは変動させないような仕組みを検討していただくこと、第三に、価格交渉に影響を及ぼすデータの公表については、企業の経営上重大な影響を及ぼしかねないことから容認できないことなど、医薬品卸の現状を勘案した慎重な検討を求めています。

製薬業界におかれましても、新薬創出加算制度のゼロベースでの抜本的な見直しや費用対効果評価の本格的な導入などに対して、新薬開発の活性化の観点や現行の薬価基準制度との整合性の観点などから慎重な検討を求められております。

薬価制度の抜本改革は、医薬品市場が停滞する中で、私ども医薬品卸業界に限らず、製薬業界をはじめ医薬品産業全体に大きな変化をもたらすものと考えています。

こうした状況において、本日ご多忙の中、日本医師会の今村副会長、厚生労働省医政局の三浦経済課長、慶應義塾大学の印南教授、そして衆議院議員の田村元厚生労働大臣を講師としてお招きしております。それぞれのお立場から、薬価制度改革を中心としたお話を頂戴し、皆様方の今後の取り組みの方向性について考えを深めていただけたら幸いです。

最後になりましたが、本セミナーにご参集の皆様方の今後のますますのご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、本日ご講演を賜ります講師の皆様方に深く感謝申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。